

秋田県告示第554号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成27年12月25日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成27年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続 き、近年は減少傾向に歯止めがかかっているものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業 となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源 を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

- (2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体 とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び 資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域における漁業資源の推移については、近年、全体としておおむ ね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県 海域における海洋生物資源については、県の魚であるはたはたの資源回復を図るため、平成4年漁期から3年間 の全面禁漁を行ったほか、解禁後は県独自の漁獲可能量制度を導入するなどの取組を推進したところ着実な資源 回復が認められ、最近の漁獲量は1,000～2,000トンほどで推移している。

今後、過度な漁獲努力が投入されれば海洋生物資源の減少につながり、県民、国民のニーズへの的確な対応の みならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) 県としては、従来から県水産振興センターで漁業資源の調査・研究を進め、その知見を基に漁業の管理、資源 管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、あわび等の地先資源を始め、 はたはたを代表とする広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理に漁業者の自主的な取組が見ら れるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定 された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるた め、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分 布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該デ ータ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制 の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ること とする。
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型 漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資 源管理を推進していくこととする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁 獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とさ れており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明 示されていない。また、平成28年のさんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの漁 獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

- (1) 平成27年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア まあじ

平成27年1月から12月まで 若干

イ ずわいがに

平成27年7月から平成28年6月まで 26トン

- (2) 平成28年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成28年4月から平成29年3月まで (注) トン

イ まあじ

平成28年1月から12月まで 若干

ウ まさば及びごまさば

平成28年7月から平成29年6月まで (注) トン

エ ずわいがに

平成28年7月から平成29年6月まで (注) トン

(注) すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(2) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(3) まさば及びごまさば

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(4) ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成28年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成28年9月1日から 平成28年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く。）	平成28年2月1日から 平成28年3月31日まで	3,099

5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成28年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成28年9月1日から 平成28年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く。）	平成28年2月1日から 平成28年3月31日まで	3,099

6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、「秋田県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。